

令和7年度神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

神奈川県動物愛護管理推進協議会設置要綱に基づき、互選により公益社団法人神奈川県獣医師会会長 相原委員を会長とし、会長の指名により、麻布大学獣医学部教授 植竹委員を副会長とした。

【議題】

(1)「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和7年度実施結果（案）」について（資料1、2）

事務局

神奈川県動物愛護管理推進計画は動物の愛護及び管理に関する法律に基づき平成20年3月に策定し、令和3年度に改定を行った。

昨年度末の数値目標に係る結果が資料1、令和7年度実施結果(案)が資料2である。

資料1について、例年、12月末時点の統計を会議資料としていたが、昨年度から前年度の統計を会議資料としている。

次に計画の数値指標の達成状況について、「神奈川県動物愛護管理推進計画」では、「犬・猫の引取り数」等5つの項目について数値目標を定めている。

そして、目標値だが、令和元年の実績を基に、中間目標として令和7年度を、最終目標を令和12年度としている。

このことから、令和6年度の実績を、中間目標である「令和7年度目標指標」に照らし合わせたところ、2つ目の「犬の返還・譲渡率」の項目だけが、数値指標97%に対し95.2%とマイナス1.8%であり、未達成な状況であった。

原因としては、多頭飼育崩壊や飼い主の高齢化による飼育放棄などで收容される、高齢・病気・攻撃性のある動物が譲渡されずに長期收容となっている状況がある。

本数値は令和6年度数値であるため、令和7年度実績では目標達成の可能性はあるが、目標達成に向けて、譲渡推進を図っていきたいと考えている。

また、未達成だった場合は、今までの取組内容や目標値の妥当性など取組全体の検証を行うとともに、推進計画自体の見直しも視野に入れ検討していこうと考えている。

資料2について、実施結果のとりまとめ方法については昨年度から大幅に変更した。

変更の経緯等は、昨年度の協議会において、神奈川県動物愛護協会長の山田委員より、実施結果のとりまとめの記載方法について、各自治体名を頭出しすると読みやすいのではないかといったご意見があった。

これを受けて事務局で検討した結果、①各自治体の実施結果を見やすくし、②記載事項を羅列するのではなく絞り込んで簡潔にし、③計画とそれに対する実施結果を明確にする方向で修正した。

さらに、資料2のタイトルを令和7年度実施結果(案)とした。

昨年度までは「4月～12月までの実施結果」という形で協議会資料としていたが、今後は年度の実施結果(案)としてホームページで最終的に報告する年度報告の形式で協議会にお諮りしたいと考えており、4月～12月までの暫定の実施結果ではなく、年度の実施結果(案)とした。

神奈川県

神奈川県において、資料1について、犬・猫の致死処分数について、犬の殺処分分類①譲渡不適に2頭を計上している。この2頭は、治癒の見込みがない病気による安楽死処置を行った。

この安楽死処置は、あくまで苦痛から解放するために、動物福祉の観点から行った獣医療的処置であるため、殺処分には含まないと整理し、平成25年以降、犬の殺処分ゼロは継続している旨、記者発表している。

資料2について、1ページの施策1①について、令和7年11月に開催された動物フェスティバル神奈川 in いせはらに共催として参加し、適正飼養の普及啓発やペット災害に係る展示を行った。当日は畜産祭り等も開催されたことから、約9,000人の参加があった。

6ページの施策5⑤について、多頭飼育の崩壊の未然防止対策として、ペトリエゾン(訪問型動物相談支援員)を新たに設置し、積極的に福祉機関を訪問し、福祉的な支援を必要とする方のペットに関する問題の解決をサポートする体制を開始した。詳しい内容は、後ほどの報告事項で説明する。

9ページの施策9①について、今年度は重症熱性血小板減少症候群(SFTS)について、神奈川県内で初めて人の感染が確認された。また、県獣医師会の先生からも猫の感染事例の報告があったため、県ホームページに専用サイトを立ち上げて県民に対して注意喚起を行った。

さらに、動物由来感染症対策事業の検査対象項目にSFTSを追加し、動物愛護センター収容動物を検体として検査をしている。

横浜市

横浜市において、資料1について、犬・猫の返還・譲渡率が92%と低くなっているが、年度をまたいで最終的には譲渡につながっている。また、飼い主のいない猫の収容頭数も年々減ってきており、猫の収容頭数も減ってきている傾向がある。

資料2について、1ページの施策1①について、動物愛護フェスタよこはま2025を山下公園で行ったが、当日は午前中に雨が降ったにも関わらず、記載の参加者数となった。

2ページの施策1②について、子どもアドベンチャーカレッジ2025では、教育委員会が主催で小学3年生～6年生が対象なのだが、その中で動物愛護センターに行ってみて仕事を学ぼうというコンテンツがあり2日間行い、155名の参加があった

2ページの施策1④について、特にInstagramでの発信を強化し、対象動物を動画で公開した。SNSといっても、X(旧ツイッター)やInstagramなど様々あり、情報発信の仕

方が違うため、その違いを意識しながら普及啓発をしていこうと考えている。

9 ページの施策 9 の人と動物の共通感染症への取組について、SFTS が話題となったり、レプトスピラの問合せもあったため、関連部署との包括的な連携体制を構築するため、情報共有を行った。

10 ページの施策 10①について、横浜市災害時動物救援連絡会を 3 回実施した。また、動物愛護センターを使用して、動物救援センターの開設訓練を行った。

10 ページの施策 10②について、地域防災拠点や自治会等の防災訓練や市内防災イベントなどにおいて、飼い主が日頃からできる災害時のペット対策の周知や、ペット同行避難についての啓発を実施した。

川崎市(伊達委員)

川崎市において、資料 1 について、犬・猫の引取り数は減少傾向にあるが、多頭飼育崩壊などが起こると、変動の大きな原因となる。

資料 2 について、1 ページの施策 1 ①について、動物愛護フェアかわさき 2025 を動物愛護週間の期間に開催した。譲渡会やペット防災等の啓発、川崎市獣医師会の先生による獣医師体験は好評である、他にもセミナーとしてシニア期の愛犬との暮らし方というテーマで飼い主にも愛犬にも負担の少ない介護のヒントを学ぶ機会を設けた。

3 ページの施策 2 ①について、継続的に対応を工夫していきたい分野であるため、社会福祉部局と連携し、ケアマネジャーなどに高齢者ペット問題を周知し、注意を要する事例の早期探知への協力を呼び掛けた。また、地域包括ケアシステム推進部門の「地ケアフェア」というイベントで、「ペットと暮らす安心な未来」という講座を企画した。

4 ページの施策 3 ②について、動物愛護センターでは特に SNS 等による譲渡動物等の情報発信に力を入れている。また、令和 6 年度から飼養動物の診療等に係る技術的支援に関する協定を川崎市獣医師会と締結しており、2 週間に 1 回程度の頻度で動物愛護センターに往診にきていただき、譲渡につなげている。さらに、同じく令和 6 年度から一時預かりボランティア実施要綱を策定し、ボランティアが自宅で馴化を行う取組も行っており、現在 9 名のボランティアの協力を得ている。

6 ページの施策 5 ①について、猫の適正飼養ガイドラインや地域猫活動サポーター登録制度をホームページやセミナーで周知した。なお、地域猫活動サポーターの登録数は 53 グループである。

7 ページの施策 5 ⑤について、令和 6 年度末に多頭飼育問題対応マニュアルを作成し、飼い主による不妊去勢手術の実施が難しい場合に動物愛護センターで手術をするという形で支援するほか、関係機関と連携して未然防止の啓発、問題発生の早期探知と適切な飼養支援や再発防止としての見守りにつなげている。

9 ページの施策 9 について、SFTS の報道を受けて、動物取扱業向けのホームページの中で SFTS の情報発信を行っている。

10 ページの施策 10①について、災害時の動物救援活動について災害協定を締結している

関係機関と動物救護本部の立ち上げ及び運営訓練を行った。この中で折り畳みケージの組み立てやケージを収容するための段ボール製の棚の組み立てを実演し、手順を確認した。さらに、同行避難を想定し、ペットの飼養場所や受付設置などの実演も併せて行った。

10 ページの施策 10②について、各区で年 2 回の総合防災訓練が行われるため、パネル展示や防災手帳の配布や避難行動のチラシ配布等を行った。また、市の危機管理部門と協力して、夏休み親子向けイベント「こども防災塾」に参加し、ペット防災をテーマに取り上げた。

相模原市(松岡委員)

相模原市において、資料 1 について、多頭飼育問題に起因する事例として、1 件 104 頭を引き取った。

資料 2 について、1 ページの施策 1 ①について、さがみはら動物愛護キャンペーン 2025 では、ペットの写真コンテストや犬のしつけ方教室を行い、約 500 名の参加があった。

3 ページの施策 2 ①について、動物愛護推進員の発案により、飼い主の緊急時の備えとして緊急時連絡カードやステッカーや缶バッジを作成し、普及啓発を行った。

4 ページの施策 3 ②について、猫の譲渡面接会を市の施設で行うほか、民間施設でも実施した。

8 ページの施策 5 ⑤について、新規事業として 6 頭以上の犬または猫を飼う場合に条例に基づく届け出を義務化し、その周知を行った。令和 7 年 12 月末時点の届出数は 160 件で、うち犬が 45 件、猫が 115 件であった。

横須賀市

横須賀市において、資料 1 について、多頭飼育問題に起因する 10 頭以上引取り事例は令和 6 年度はなく、比較的落ち着いた状況であったが、令和 7 年度は 1 件あった。また、猫の収容については、子猫より成猫が増えている状況である。

資料 2 について、1 ページの施策 1 ①について、動物フェスティバルよこすか 2025 を開催したが、例年と場所が変更された影響もあり、内容を少し縮小して行ったため、参加者が前年度と比べて大幅に減った。

1 ページの施策 1 ②について、犬の飼い方教室を 1 年に 2 回、実技で行っていたが、今年度は 2 回のうち 1 回を座学に変え、ペット防災に関連したしつけの話を行った。結果としては、希望者が想定より多かったため、継続したいと考えている。

6 ページの施策 5 ①について、横須賀市では地域猫活動支援事業として、地域猫活動団体の登録を平成 27 年から行っているが、登録団体が 61 団体まで増えている状況である。なお、避妊手術、去勢手術については、直近で登録された団体が主に行っている。

藤沢市(須田委員)

藤沢市において、資料 1 について、動物の収容施設はないため、犬及び猫の譲渡は神奈川

県の動物愛護センターの譲渡件数に含まれている。また、多頭飼育問題に起因する10頭以上引取り事例は例年と同じような頭数であるが、令和7年度は増える状況である。

資料2について、1ページの施策1①について、例年どおり、第51回動物愛護のつどいを行った。この中で、日本大学の学生に獣医師体験コーナーに参加してもらっている。

3ページの施策2①について、高齢者等が飼っているペットの引取りを減らすため、ペット見守りリーフレットを作成し、福祉部局と連携した配布を行った。この中で、ケアマネジャーやCSW(コミュニティソーシャルワーカー)等に説明をして、周知を行った。

10ページの施策10①について、市の獣医師会、日本大学、市の防災関連部署と合同で勉強会を実施し、災害時の対策や課題について情報の統一化を図り、課題を共有した。

茅ヶ崎市(森委員)

茅ヶ崎市において、資料1について、藤沢市と同様に動物の収容施設はないため、犬及び猫の譲渡は神奈川県動物愛護センターの譲渡件数に含まれている。

2ページの施策1②について、体験型として散歩マナーパトロールを実施した。これは、市職員やシルバー人材センター、自治会の住人が一緒に、犬の糞の被害が多い地域を実際に巡回して散歩している飼い主へ普及啓発している事業である。

6ページの施策5①について、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正飼養管理普及啓発事業」を行っており、特定のボランティア団体との協働により、飼い主のいない猫の避妊または去勢手術を実施している。以前は年間100頭前後の実績だったが、今年度は9頭であった。これは、ある程度の効果が得られたのか、もしくは市民が自ら手術をしているのかわからないが、実績数は減ってきている。なお、本制度では、市民の方からの連絡があれば市が現地を調査して、市とボランティアの方で手術日の調整をし、市が周辺住人へのTNRの周知し、ボランティアが捕獲リリースなどの役割分担をして実施している。

10ページの施策10①について、避難所でのペットの受け入れについてガイドラインなどを作成し、防災訓練などで配布して市民への周知を行っている。また、ペットの避難訓練も開催して、災害時における同行避難や避難生活を疑似体験してもらい、災害時のベッドの対策の普及啓発をしている。なお、パネル展示も行っているが、来年度のイベントに向け、パネルの改定なども検討している。

山田委員

各動物愛護センターにおける年度繰り越しの犬猫の収容頭数を教えて欲しい。

神奈川県

令和6年度は、犬は153頭の収容があり、外数として前年度からの繰り入れが34頭あった。猫は155頭の収容があり、外数として前年度からの繰り入れが103頭であった。この数値は、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市の取扱い分を含めている。

横浜市

令和6年度は、犬が10頭程度で猫が80頭程度を前年から繰り越している。

川崎市(伊達委員)

データを持ち合わせていないため、後日回答する。

(後日記載内容)

R8.3.18 現在でセンターにいる動物数のうち、年度を繰り越している動物は、犬が5割、猫が1割である。

相模原市(松岡委員)

相模原市は、令和6年度の収容数253に対して、県のセンターで年度を跨いだ犬猫が2頭、市で年度を跨いだ犬猫が85頭である。犬猫の内訳は後日にさせていただく。

(後日記載内容)

県のセンターで年度を跨いだ犬猫2頭(犬:1頭、猫1頭)

市で年度を跨いだ犬猫85頭(犬:0頭、猫85頭)

横須賀市

横須賀市の繰り越しの割合は、令和6年度は犬が4頭、猫が9頭で、収容数の10%から20%を繰り越しているという状況である。センターに長期間いる動物が増えており、以前に比べて繰り越しは増えている。

藤沢市(須田委員)

藤沢市は、収容施設がないので、繰り越しは、神奈川県の数値に含まれる。

茅ヶ崎市(森委員)

収容施設がないので、繰り越しは、神奈川県の数値に含まれる。

山田委員

返還について、特に犬でマイクロチップが入っていたことが返還に繋がった事例はあるのか。

神奈川県

統計は取っていないが、動物愛護センターに飼い主から電話が直接きて返還されることもあるので、必ずしもマイクロチップで読み取って飼い主に返還しているわけではない。ただ、飼い主の意識も高まってきており返還につながっていると思うので、神奈川県としては、引き続き、マイクロチップ装着の啓発をしていく。

横浜市

統計は取っていないが、肌感覚だと犬の場合は半分程度はマイクロチップが入っていて、飼い主に連絡がついて返還になるケースが増えてきた印象はある。

川崎市(伊達委員)

データを持ち合わせていないため、後日回答する。

(後日記載内容)

犬については、R 7年度 (R8. 3. 18 現在) は、9頭の收容があり、4頭がマイクロチップ装着ありだった(9頭全て返還)。犬の捕獲現場でマイクロチップ番号を読み取り、そのまま收容を経ずに返還した例のほか、警察で保護されたペットについてもマイクロチップ番号から返還される場合なども含め、マイクロチップ制度(義務化)以降の返還は進んでいる肌感はある。

相模原市(松岡委員)

市が收容した犬については、23頭中5頭、22%程度が、マイクロチップが入っていて返還につながっている。

横須賀市

体感としては、最近ではマイクロチップが入っている動物が増えている。ただし、マイクロチップが入っていても返還に繋がらないということは多い。なぜなら、マイクロチップは入っているが、住所や連絡先が変更されていない、もしくはそもそも登録されていないというようなことも多い。

藤沢市(須田委員)

統計的な数字はないが、マイクロチップが入っていて連絡がついた事例もあるが、やはりマイクロチップは確認できるが、連絡先が変更されておらず連絡がつかない事例がある。

茅ヶ崎市(森委員)

マイクロチップが入っている犬は増えている。

山田委員

資料1の動物愛護法違反検挙数の内容を教えて欲しい。

笹森委員

令和6年1月から12月に検挙した11件の内訳は、殺傷が2件、虐待が4件、遺棄が5件である。

田中委員

資料2の11ページ施策10②に「県・6市災害連携検討会の開催」と記載があるが、県民の安心に繋がるような内容であれば、内容を資料2に記載した方がよいのではないか。また、検討会の結果をホームページで見られるのなら、教えていただきたい。

事務局

当該検討会は、あくまで未決定の内部のすり合わせ事項などを話し合う会議であるため、ホームページには結果を載せていない。

丸山委員

多頭飼育崩壊や飼育放棄などは高齢者の方が多いのか。神奈川県などは犬猫の譲渡に年齢制限を設けているようだが、他の自治体の状況はどうか。高齢者社会となって今後、高齢者やその予備軍への対応が必要かと思っている。

神奈川県

飼育放棄は高齢者が多く、多頭飼育崩壊は生活困窮者が多い印象である。神奈川県としては高齢者の方への啓発とともに、生活困窮者に対するアプローチも考えている。これは後ほどペットリエソンという取り組みで説明する。

相原会長

私からも質問だが、譲渡の年齢制限に関してどのような考え方を基本的に持っているのか。高齢者が動物を飼育することは、高齢者にとってもいいことだと捉える社会的な流れがあると思う。

神奈川県

譲渡対象は原則、65歳以下としており、60歳を超える方の場合には条件を設定している。ご指摘のとおり、動物を飼養することは人の健康にもつながることもあるが、一方で飼えなくなると放棄に繋がることもあるので、そのバランスが大事と考えている。

相原会長

非常に難しい問題であり、健康な高齢者もいつ病気になるかわからないため、これから検討していく課題だと思う。

横浜市

横浜市が取り組んでいる中では、多頭飼育崩壊や飼育放棄は高齢者が多いという印象はない。最近では、50代から60代前半の中老年の方が多頭飼育をしているような事例に当たっており、一概に多頭飼育崩壊イコール高齢者ではないという肌感覚を持っている。譲渡の年齢制

限については、横浜市は上限を設けていない。基本的に健康寿命までに、その譲渡した動物を看取っていただくという形で譲渡を行っている。

川崎市(伊達委員)

川崎市においても、多頭飼育崩壊や飼育放棄は高齢の方に多い印象はある。一人暮らしの方や他の問題を抱えているというような背景が、世代を問わず、散見される状況にある。譲渡の要件については、動物愛護センターのホームページ等にも掲載があるが、基本的には65歳未満の成人としており、ただし書きで75歳未満であっても、譲渡する動物の年齢や特性を考慮して、適正に飼養するという条件のもとで。面談等を経て、決定をしている。あとは飼養が困難となった場合に代わりに飼養できる65歳未満の親族や知人等が近隣にいることも要件に加えている。

相模原市(松岡委員)

相模原市も多頭飼育崩壊は高齢者には限らないような状況である。譲渡の要件については、年齢制限は特に設けておらず、周囲のフォローなどを確認の上行っている。

横須賀市

横須賀市でも多頭飼育崩壊については必ずしも高齢の方というわけではなく、様々な年代で比較的生活困窮に近い方が多い印象である。飼育放棄については、高齢者の方からが増えているような状況で、飼育ができなくなってしまうという状態に陥って親族の方が連れてくるということが増えてきている。譲渡に関しては、年齢制限を65歳未満と設定しているが、65歳以上の方でも親族のフォローアップがきちんとしている状況であれば、総合的に判断して譲渡している。

藤沢市(須田委員)

藤沢市でも多頭飼育崩壊については、高齢者というよりは、50代から60代の一人暮らしの方が多い印象である。一方、飼育放棄は、高齢者の方が突然亡くなってしまったり、施設に入るような場合に相談があることが多いと感じている。なお、藤沢市は譲渡については、神奈川県でやっていただいている。

茅ヶ崎市(森委員)

茅ヶ崎市では、多頭飼育崩壊については、高齢の方から親子で飼っている方など、様々なケースがある。飼育放棄の問題については、高齢の方が多いと思う。動物の譲渡については、茅ヶ崎市では実施していない。

本議題については、今後、令和8年1～3月分を追加して、令和7年度の実施結果とし、その詳細については、事務局一任とすることとする。

(2) 「神奈川県動物愛護管理推進計画」に基づく令和8年度実施計画について (資料3)

事務局

資料2と同様に実施計画についても記載について再検討し、示したとおりの形式に変更した。昨年度までは推進計画に各論のような細かい実施予定内容も記載していたが、それらの記載をやめ、総論の内容に留めるような形に変更している。なお、昨年度と同様に資料2の実施結果及び資料3の実施計画をホームページで公開したいと考えている。

山田委員

施策10の災害対策について、神奈川県災害時動物救護対策連絡会議は横浜市と川崎市を除く構成であるが、神奈川県全体として進められるような方向に考えていただきたい。

事務局

貴重な意見をありがとうございます。連携が大事ということで、資料2の11ページ施策10②に記載の「県・6市災害連携検討会」を令和5年度から開催しており、今後も開催を継続したいと考えているので、山田委員の意見を踏まえながら県と六市で引き続き連携していく。

実施結果及び実施計画は修正後、ホームページで公開することとした。

【報告事項】

(1) 令和8年度神奈川県動物愛護推進員の任命について

事務局

資料4について、神奈川県動物愛護推進員の任命において、団体推薦や公募委員の選考などに協力いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。資料のとおり、団体推薦推進員16名、公募推進員18名の計34名を令和8年度から2年間の任期で神奈川県動物愛護推進員として任命した。当協議会は、動物愛護管理法第39条により、動物愛護推進員の委嘱推進や活動に対する支援等に関する必要な協議を行うことを目的に設置している。そのため、引き続き、動物愛護推進員の活動への協力をお願いする。

(2) 各自治体における取組について

ア ペットリエゾンについて(神奈川県)

神奈川県

資料5の1はペットリエゾンの取組みの記者発表資料である。今まで神奈川県では多頭飼育問題の対策として、各保健福祉事務所において市町村や福祉関係機関と定期的に連絡会議を行って多頭飼育問題の情報共有を図ってきた。ただ、そうした中で福祉関係機関から、多頭飼育問題の情報提供を受けた際には、すでに手遅れとなっている事例も多く、より早い段階からの把握が課題になっていた。

そうした中、令和6年12月23日に行われた「知事と当事者とのオンライン対話」において参加者から、多頭飼育問題の未然防止策として、動物と福祉の両方に理解のある相談窓口設置の提案があった。それを受けて、神奈川県では今年度に新たに有識者の方や福祉関係機関の職員の方を委員とした検討会を設置し、協議してきた。そこで、福祉関係機関からの相談を待つのではなく、積極的に福祉現場に出向いて相談にのる獣医職員の配置が望ましいという結論に至った。

その結論を受けて、多頭飼育問題未然防止策として、ペットリエゾンと名付けた訪問型の動物相談支援を2名、新たに雇用した。

そして、神奈川県内の福祉関係機関を巡回訪問し、動物に関する困りごとの相談にのることで早期の情報共有を図る事業を始めた。11月19日に記者発表資料をし、この日から運用を開始した。リエゾンという言葉はフランス語で橋渡しなどを意味する言葉であり、ペットリエゾンは、ペットとリエゾンを掛け合わせた造語である。

そしてこの事業はプッシュ型の訪問によって、福祉的な支援を受けている方のペットに関する困りごとを把握して、適切な飼い方のサポートを行い、多頭飼育問題未然防止を図ろうというものである。今年度は先行して県政地域で活動しているが、今後は、関係機関の声も聞きながら活動内容や実施体制を充実していく予定である。

また、今年度行った事業としては大きく3つある。1つ目は、能動的な情報収集として、アポイントなしに福祉関係機関を訪問し、資料5の2のチラシを配布して事業説明やニーズ調査のアンケートの依頼をしている。2月末現在で、104施設を訪問した、

2つ目の活動として、福祉関係機関の方から相談に応じて相談対応している、2月末時点で23件対応している。

3つ目として、希望に応じて、利用者のお宅に福祉の職員の方と一緒に訪問している。2月時点で8件対応している。

ニーズ調査のアンケートを行ったところ、67施設から回答があり、今まで利用者がペットの関係で困ったことがあるかという質問に対し、75%が困った経験あると回答しており、やはりこういった困りごとを把握することで多頭飼育問題の未然防止につながるのではないかと考えている。実際、福祉関係機関からの受け止めとして、今まで相談先がわからなかったが、一緒に考えてくれるだけでもありがたいという、好意的な意見をいただいている。

なお、3/13にTVKでこのペットリエゾンの密着取材の番組が放送される。お時間あればご覧いただきたい。

山田委員

素晴らしい取り組みであると思うが、相談支援員は県の職員なのか。

神奈川県

非常勤の獣医師の県職員である。

山田委員

支援の内容を教えて欲しい。

神奈川県

資料5-2のとおり、簡単に言うと、多頭飼育問題に至らないように予防策を伝えていくというものである。したがって、何か資金面で援助をするというわけではない。予防策は大きく3つある。1つ目は、支援対象者がペットを適正に飼えるようにするための支援である。2つ目は、支援対象者がペットを飼うのが困難になった時の支援である。3つ目は、福祉関係職員の方から研修講師の依頼があった場合に講師を行うといったものである。

山田委員

こういった多頭飼育崩壊の事例で不妊去勢手術をしてないような場合に、愛護協会では無料で手術しているのだが、そういった方向につなげるような方策があるのか。

神奈川県

資金面での援助ができないという課題がある。しかし、もともと神奈川県では、多頭飼育問題の対応として、10頭以上ペットを飼っている飼い主で、多頭飼育崩壊のおそれがある方に対して、神奈川県獣医師会の協力を得て、無償で手術を行っている。しかし、10頭未満の飼い主に対しては、今のところ県の制度はないので、課題ではある。

相原会長

この事業をざっくりわかりやすく言うと、飼育者と保健福祉事務所と人の福祉関係機関など、全部トータルで橋渡しするような役割を県の獣医師が行うということか。

神奈川県

全体を統括するというより、必要な人たちをつないでいくというイメージである。例えば、福祉関係機関と動物部局の連携がとれていないとしたら、それをつないでいく橋渡しで、福祉関係機関と動物部局の連携が強化され、早期に多頭飼育問題の未然防止につながると考えている。

イ 動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について(相模原市)

相模原市

相模原市では、現在、動物愛護センターの整備に向けた取り組みを行っており、状況について報告する。令和7年11月に麻布大学を運営している学校法人麻布獣医学園と動物愛護センターの整備等に関する基本協定を締結した。協定では、動物愛護センターを麻布大学の敷地内に整備することや建てた施設の一部を市が借りて、動物愛護センターと

して運用することなどが盛り込まれている。こうした大学内に動物愛護センターが設置されるという事例は、酪農学園大学内に北海道の動物愛護センターが設置されているという先行事例があり、本市の事例は全国で二例目となる。現在は、この仮称相模原市動物愛護センターの基本計画案を取りまとめたところであり、3月15日から4月15日まで意見募集を行い、令和8年度の早期に基本計画を策定する予定である。なお、令和11年度中の供用開始を目指している。

相原会長

動物の収容頭数の規模はどのくらいを想定しているのか。

相模原市

基本計画案の中では、犬が15から20頭、猫が約50頭、その他の動物が数頭を想定している。

【その他】

相原会長 用意した議題は以上だが、他に情報提供等はあるか。

山田委員

資料2の7ページの施策5③特定動物の危害等の防止について、例年、特定動物がどのくらい県内で飼われていたかの表があったと記憶しているが、掲載しないのか。

事務局

掲載予定はありません。

山田委員

削除した経緯は何か。削除する必要はないと考える。

事務局

今回、実施結果のとりまとめ方を大きく見直しをしたが、見直しの基本的な考えとして、他で得られるような統計資料等を重複して掲載しなくてもよいという考えで精査をした。特定動物については、国へ報告して国が公表していたり、県のホームページでも公表しているため、資料2に掲載しなくてもよいと考えるが、委員から必要があるとする意見があるなら、掲載することはやぶさかではない。

事務局

昨年度の資料を再度確認したところ、特定動物の頭数等は掲載していなかった。

山田委員

勘違いであったが、確か昨年度に大矢委員が特定動物の質問をしていたと思う。

相原委員

昨年度は特定動物の頭数を載せる載せないの議論だったのか。

事務局

特定動物の頭数の掲載の話ではなく、毒をもった特定動物への対応についての質問でした。

丸山委員

特定動物の頭数がわかるサイトのURLを掲載してはどうか。

事務局

県や横浜市や川崎市の頭数をまとめて掲載しているサイトはないため、個別に各市の頭数を調べなければならない。

相原委員

資料で載せる方向ではいかがか。

本件については、委員から異議がなかったため、今後は、資料2施策5③特定動物の危害等の防止に、特定動物の頭数を記載することとする。

相原会長

他に特になければ、議事進行を終了する。円滑な議事進行にご協力いただき、感謝する。
以上をもって、令和7年度神奈川県動物愛護管理推進協議会を閉会する。

以上